

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 25 日

市内介護サービス事業所 管理者 様

大田原市長 相馬 憲一（公印省略）

令和 7 年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書  
の提出期限及び様式例の提示について（周知）

日頃から大田原市の介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年度における介護職員等処遇改善加算について、下記のとおり提出期限及び様式例が示されましたのでお知らせいたします。

記

1 令和 7 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出期限

介護保険最新情報 Vol.1346 のとおり

- ・令和 7 年 4 月及び 5 月分を算定する場合…令和 7 年 4 月 15 日（火）まで
- ・令和 7 年 6 月以降から算定する場合 …算定する月の前々月の末日まで

2 様式例の提示について（令和 7 年度分）

介護保険最新情報 Vol.1353 のとおり

※様式例（エクセルファイル）につきましては令和 7 年 2 月 10 日に示されて以降、自治体向けデータに度々修正が加えられているため、本文書には添付いたしません。公開されましたら厚生労働省 HP からダウンロードしてお使いくださいますようお願いいたします。

3 備考

- ・介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）に係る届出書（別紙様式 2-3、別紙様式 2-4）の提出先は都道府県です。
- ・令和 7 年 4 月から新規に処遇改善加算を算定し始める場合又は処遇改善加算の区分を変更する場合の体制届の本市における届出期日は、令和 7 年 4 月 15 日（居宅系サービス・施設系サービス共通）とします。

大田原市保健福祉部高齢者幸福課  
担 当：介護管理係 阿久津  
電 話：0287-23-8865  
メール：kaigo@city.ohawara.tochigi.jp